

新宮町告示第96号

令和3年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月18日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和3年11月26日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君

温水 眞君

末吉富美徳君

濱田 幸君

上畝地白馬君

西 健太郎君

大牟田直人君

高木 義輔君

北崎 和博君

横大路政之君

松井 和行君

牧野真紀子君

---

○11月26日に応招した議員

全員

---

○11月29日に応招した議員

全員

---

○12月7日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

令和3年11月26日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第99号議案 新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 第100号議案 新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第101号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第102号議案 新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第103号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第104号議案 新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、サービス等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第105号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第106号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第107号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 第108号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第109号議案 令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第14 第110号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第15 第111号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第112号議案 財産の取得について(パソコン及びプリンター購入)
- 日程第17 第113号議案 古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事務の委託に関する規約の廃止について
- 日程第18 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第19 報告第22号 令和3年度定期監査の結果について

日程第20 報告第23号 例月出納検査結果報告について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定について

日程第3 第99号議案 新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第4 第100号議案 新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第101号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第102号議案 新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第103号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第104号議案 新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第105号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について

日程第10 第106号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第11 第107号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第12 第108号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

日程第13 第109号議案 令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について

日程第14 第110号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について

日程第15 第111号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について

日程第16 第112号議案 財産の取得について（パソコン及びプリンター購入）

日程第17 第113号議案 古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事務の委託に関する規約の廃止について

日程第18 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について

日程第19 報告第22号 令和3年度定期監査の結果について

日程第20 報告第23号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

1 番	安武久美子君	2 番	温水 眞君
3 番	末吉富美德君	4 番	濱田 幸君
5 番	上畝地白馬君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	高木 義輔君
9 番	北崎 和博君	10 番	横大路政之君
11 番	松井 和行君	12 番	牧野真紀子君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	桐島 光昭君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回新宮町議会定例会を開会いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番、高木義輔議員、9番、北崎和博議員。事故に備えて、10番、横大路政之議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期決定について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月7日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月7日までの12日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） おはようございます。

本日ここに令和3年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。

令和3年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言下において、延期されていきました東京オリンピック、パラリンピックが開催をされ、選手、関係者の行動規制、無観客など、これまでの大会とは違う形での実施となりましたが、競技に真摯に取り組む選手たちやそれを支える関係者の姿に改めて感動をいたしました。しかしながら、経済効果という面に関しては、期待を大きく下回る結果となっております。自然災害につきましては、今年も梅雨時期や台風の影響による豪雨などが各地を襲いました。亡くなられた方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。コロナ禍において、リーマンショック以上と言われる経済の落ち込みは、失業者や生活保護者の増加を招くこととなりました。移動、外出の自粛、酒類の提供制限、時短、営業要請などにより、人の動きが少なく、社会経済活動は低調な状況が見られました。緊急事態措置終了後から規制緩和の方針を受け、段階的な社会経済活動の再開に伴い、徐々に景気回復の兆しがあらわれてくるもの

と期待をしております。インフルエンザとともに年末年始のリバウンドにも注意しながら、3回目のワクチン接種につきましても準備を進めてまいりたいと思います。

海外におきましては、国と国とのかかわりが停滞し、各国内のコロナ禍からの復興に時間が費やされる中、タリバン政権でアフガニスタンや北朝鮮の動向、気候変動対策など、今後の国際社会に大きく影響を与える動きに注目が集まっております。国内では衆議院議員総選挙を経まして、岸田内閣がスタートし新たな指導者のもと、新型コロナウイルス感染症対策経済再生に向けた施策がこれから本格的に進められるものと思っておりますが、その評価につきましては、まだ先になるものと考えております。

さて本町の近況でございますが、新宮町における新規感染者は落ちついている状況で、ワクチン接種対象者のうち2回目のワクチン接種を終えられた町民は77パーセントを超えておりますが、接種の有無にかかわらず、密の回避やマスクの着用など、基本的な感染症対策は継続が必要と思っております。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、11月3日恒例のまつり新宮は本年も中止とさせていただきますが、10月1日には東部地区観光交流拠点施設「こみんかみかん」のオープニングセレモニーを実施いたしました。11月20日には、立花口区の六社神社とこみんかみかんで竹灯籠まつりが行われ、にぎわいが見られるなど、東部地区の活性化の拠点となることを期待しております。また相島におけるQでんにぎわい創業プロジェクトの事業化決定に伴いまして、11月22日にプレス発表が行われました。少しずつですが、地域活性化が動こうとしております。さらに、相島漁港沖防波堤の残り5基分につきましては、本年度中に災害復旧工事が完了する予定でございます。20年後、30年後も新宮町が持続可能な町であり続けられるよう、議員の皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定、改正6件、令和3年度補正予算7件、契約認定等1件、外部規約協定等1件、計15議案、諸報告3件となっております。なお、追加議案の予定もございます。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いをいたしまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第99号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第99号議案、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第99号議案、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、公職選挙法の一部を改正する法律が制定され、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大に関する規定が設けられたことに伴い、新宮町議会議員及び新宮町長の選挙に関する選挙運動の公費負担に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。公職選挙法の一部改正につきましては、法律によりまして町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、条例により、選挙公営の対象とすることとあわせて、町村議会議員選挙においても、ビラの頒布を解禁するとともに、町村議会議員選挙における供託金制度を導入するものというふうにされております。本議案につきましては、公職選挙法の改正の趣旨にのっとり、選挙運動の公費負担に関し、新たに条例を制定するものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条は、本町議会議員及び町長選挙におけます選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定したものでございます。第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用に関する規定でございまして、第2条は選挙運動期間における1日当たりの限度額6万4,500円を規定したものでございます。第3条は契約の締結とその届出の規定、第4条につきましては、次のページまでまたがっておりますけれども、契約の形態による公費負担額及び支払い手続を規定したものとっております。第1号が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合、第2号が一般運送契約以外の契約で、アは借入契約の場合の1日当たりの限度額1万5,800円。イは燃料の供給に関する契約の場合の1日当たりの限度額7,560円。ウは運転手の雇用に関する契約の場合の1日当たりの限度額1万2,500円を規定したものでございます。なお金額につきましては、政令で定める額の範囲内となっております。本町の場合のこの条例につきましては、政令の基準どおりの規定とさせていただいております。このことは選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターについても同様の形としておるところでございます。3ページのほうになりますけれども、第5条につきましては、選挙運動用自動車の使用に関し、複数の契約が締結されている場合の契約の指定を規定したものでございます。次に第6条から第8条までにつきましては、選挙運動用ビラの作成に係る規定でございまして、第6条は公費負担について、法定枚数を限度とする規定。第7条につきましては、契約の締結とその届出の規定。第8条は、公費負担額及び支払手続を規定したもので、1枚当たり7円51銭に法定枚数を乗じ1円未満の端数を1円としたものを限度とし、業者からの請求に基づき業者に支払うものとする規定でございます。第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に

係る規定でございまして、第9条につきましては、公費負担について、ポスター掲示場の数に相当する枚数を限度とする規定。第10条につきましては、4ページにまたがっておりますが、契約の締結とその届出の規定。第11条は、公費負担額及び支払手続を規定したものでございまして、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に31万500円を加えた額を、さらにポスター掲示場の数で除して得た額で1円未満の端数につきましては1円とした額にポスター掲示場の額をまた乗じて得たものを限度額といたしまして、業者からの請求に基づき、業者に支払うものとする規定でございまして、公費負担に関しましては、第6条及び第9条では、第2条ただし書の準用で、供託物が町に帰属することとならない場合に限るということとしております。第12条につきましては、委任規定でございまして、委員会が別に定めるものというところとしております。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行することとしまして、第2項の適用区分につきましては、この条例の規定の適用は、条例の施行日以後その期日を告示される選挙としておるところでございまして、

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。1点だけお尋ねします。今回の公職選挙法改正に基づく条例制定なんですけど、近隣市町村、統一地方選挙とずれた自治体もあろうかっていうかあるんですけど、どこでどういう状況でこの条例制定が行われているのか行われていないのか、その点だけご説明ください。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。全国的なところまではちょっと調べてはおらないんですけど、おっしゃいますとおり、選挙が行われる時期に合わせて条例が間に合うように制定されているというのが状況だと思っております。糟屋地区内の条例の制定の状況につきましては、粕屋町、篠栗町が条例制定が早うございまして、令和2年の12月に制定をされておるようございまして、そのあと久山町であったり宇美町が、令和3年に入りまして3月議会を経てという形だと思っておりますけれども条例が制定され、須恵町は6月というような形で条例が制定されてきておるものというふうに思っております。志免町、新宮町、古賀市のほうがこれから、新宮町につきましては今回の議会に上程をさせていただいておるという状況と思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第99号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第99号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 第100号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第100号議案、新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第100号議案、新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、行政手続の簡素化、住民サービスの向上等を図るため、これまで押印を要した手続の押印を廃止することを目的として、新宮町固定資産評価審査委員会条例及び新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条で、新宮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正。第2条で、新宮町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正をしております。それぞれのところで記載の改正を行い、押印の義務づけの見直しを行うというところでございまして、その改正内容につきましては、2ページからの新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。第1条につきましては、固定資産評価審査委員会条例のほうですけれども、第4条第4項に押印しなければならないという規定があるわけなんですけれども、こちらのほうを項ごと削るという改正を行いまして、以降の項を繰り上げるというものでございます。第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項につきましては、署名押印というふうになっておりますところを署名という形にするために、押印を削るという改正をしておるものでございます。第2条のサービスの宣誓につきましては、別記様式の中にマル印という表示がございます。こちらのほうを削るという改正をしておるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第100号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第100号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 第101号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第101号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第101号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由といたしまして、産科医療補償制度が見直され、当該掛金1万6,000円から1万2,000円に引下げられましたことにより、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、新宮町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

1ページをお願いします。新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例。新宮町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第5条第1項中40万4,000円を40万8,000円に改める。附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものです。経過措置といたしまして、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

2ページに参考資料として新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第101号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第101号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 第102号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第102号議案、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第102号議案、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回改正の理由といたしまして、新宮町福祉センター大規模改修工事を施工したことにより、貸出施設の内容に変更が生じること、また施設利用者の利便性を図るために休館日を変更することから、新宮町福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。今回、福祉センター大規模改修させていただいてますけれども、大きな改修点といたしましてお風呂の設備がなくなったこと。それと本館、階段上がって右側に小さな和室が3つあったんですけれども、そちらを会議室と授乳室に変えたこと。それと子育て支援課が実施してありました子ども発達支援センターがシーオーレのほうに移動したことで、貸館に使える施設が増えたことなどによって、条例の一部を改正させていただくことといたしました。

内容についての説明をいたします。3ページの新旧対照表をお願いいたします。まず休館日ですけれども、今までお風呂の清掃をするために、月曜日休館といたしまして完全に施設利用を中止いたしておりましたが、お風呂の設備がなくなりましたので、あえて月曜日休館にしなくても包括支援センター等や社会福祉協議会への相談業務は通常どおり行っておりますので、月曜日休館とする必要がないのではないかという議論を経まして、今回月曜日休館をなくさせていただきました。第5条につきましては、お風呂がなくなっておりますので2項の風呂の使用時間について削除しております。別表につきましては、お部屋の使用が多少部屋が増えたこと等がございまして、変更点がありますので、こちら見ていただいたらいいかと思えます。それと、2号の風呂の使用料については削除させていただきまして、その分、3号、4号を2号、3号に繰上げております。3号の設備使用料の中に、今までありましたビデオプロジェクターとラジカセにつきましては、現在使用できる物品がないということで、今回の条例改正に合わせて削除をさせていただいております。

2ページにお戻りください。附則といたしまして、施行期日につきましては、1項でこの条例は令和4年3月1日から施行するとさせていただいております。経過措置といたしまして2項、この条例の施行前に使用許可をした申請にかかる使用料については、なお従前の例によるとさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第102号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第102号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 第103号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第103号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第103号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和3年8月2日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

5ページをお願いいたします。参考資料の新旧対照表で、主な改正部分について、ご説明いたします。第5条第2項から、7ページをお願いします。7ページの第6項までの削除及び第38条第2項の削除は、重要事項説明については、従前から電磁的方法により行うことが認められていましたが、今回は他の手続等とあわせて、新設します第53条を根拠として電磁的方法により行うことが認められることとなるため削除するものでございます。7ページをそのままお願いいたします。第42条第4項の改正は、特定地域型保育の提供の終了の際に際しましては、連携施設において受入れ、教育、保育を提供することとなっておりますが、適用しないことができる場合の規定を追加するものでございます。8ページをお願いいたします。先ほども説明しました第53条は10ページまでまがりませんが、新たに追加するもので、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を定めるものです。また、保育所等を利用する保護者の利用性向上や保育所等の業務負担の観点から、保護者等への説明のうち、書面で行うことが想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を追加するものでございます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第103号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第103号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 第104号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第104号議案、新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

地域協働課長。

○地域協働課長（片山 勇二君） 第104号議案、新宮町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、消防庁長官通知及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、出動報酬の創設及び年額報酬の見直しを行い、消防団員の処遇の改善を行う必要があることから、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の新旧対照表で改正の内容について説明させていただきます。3ページをお願いします。第8条は字句の改正です。第12条は、年額報酬を増額し、費用弁償として支給していた出動に要する費用弁償、いわゆる出動手当を新たに報酬として支給するために出動報酬を追加し改めるものでございます。年額報酬は、団長が7,500円の増額、副団長以下がそれぞれ8,500円を増額した金額に改めるものでございます。また、出動報酬として災害時の出動の場合、1日につき8,000円。ただし、災害時の活動時間が4時間以下の場合は4,000円とし、災害時以外の警戒、訓練、消防教育、行事等に参加する場合は、1日につき3,000円を新たに追加するものです。第13条は出動に要する費用弁償、出動報酬に改めるため、出動に要する費用弁償に関する条項を削除し、改めるものでございます。

2ページをお願いします。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。なお、今回提案している年額報酬、災害時の1日当たりの出動報酬及び災害以外の1日当たりの出動報酬は、糟屋地区1市7町で統一されることとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第104号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第104号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 第105号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第105号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 第105号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,621万4,000円とするものでございます。第2条、債務負担行為については、4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為については、渡船船底清掃時修繕料ですが、期間を令和4年度、限度額300万円と設定するものです。これは、渡船の船底清掃等につきまして、4月中旬に実施するため、今年度中に契約を締結する必要があるためのものです。

歳出予算について説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目事務費、4節共済費14万6,000円ですが、船員の標準報酬月額の変更により増額となっております。1款2項1目事業費、26節公課費28万1,000円ですが、令和3年9月の消費税及び地方消費税の確定申告により、令和3年度の税額が確定し、3月中の中間申告見込みを算出したところ、不足額が生じるため補正を行うものです。

次に、歳入予算について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。5款1項1目1節繰越金、42万7,000円については収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。船底の清掃に300万円かかるってということなんですけど、これは何年に1回行われるものなんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。こちらにつきましては、毎年4月中旬に合わせて行って

いるものでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第105号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第105号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 第106号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第106号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第106号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,006万7,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、産休代替職員の人件費でございます。74万3,000円を計上しております。特定財源といたしまして、5款1項1目2節職員給与費等繰入金、74万3,000円を充てるものでございます。2款2項高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費、18節負担金補助及び交付金、一般被保険者高額介護合算療養費負担金5万円を増額するものでございます。特定財源といたしまして、4款1項1目1節普通交付金5万円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第106号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第106号議案は原案のとおり可決されました。

## 日程第11. 第107号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第107号議案、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第107号議案、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,844万8,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目一般管理費につきましては、時間外勤務手当等の増によるもので、21万円を計上いたしております。特定財源といたしまして、4款1項1目1節前年度繰越金で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第107号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第107号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 第108号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第108号議案、令和3年度新宮町相島診療診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第108号議案、令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,753万4,000円とするものでございます。

まず歳出から説明をいたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目一般管

理費のうち需用費、光熱水費につきましては電気代の増による3万9,000円を増額させていただいております。22節償還金利子及び割引料、へき地診療所運営費補助金返還金は、令和2年度の補助金の額確定によるものでございます。2款医業費、1項医業費につきましては、医薬材料費と血液検査等委託料をそれぞれ140万3,000円と27万3,000円増額させていただいておりますが、こちらにつきましては、相島診療所の受診者数が若干増えておりまして、おそらくコロナ関係で、島外への受診を控えられたことも影響しているのではないかと思いますけれども、その影響によって、医薬材料費と検査料が増加しているものです。

これに伴いまして収入ですけれども、8ページ、9ページをお願いいたします。診療報酬も増えておりまして、1款1項1目1節診療報酬といたしまして、283万3,000円を増額させていただいております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第108号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第108号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 第109号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第109号議案、令和3年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第109号議案、令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和3年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費用、補正予算額89万9,000円を増額し、合計の7億1,008万円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費89万9,000円を増額し、合計の5,932万3,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明します。1款1項3目

総係費の89万9,000円は、給料と大雨警報に伴う待機等で年間見込み時間が不足することに伴う時間外勤務手当の増でございます。

4ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第109号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第109号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 第110号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第110号議案令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第110号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和3年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額45万4,000円を増額し、合計の9億3,605万4,000円とするものです。次に、議会の議会議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費45万4,000円を増額し、合計の5,580万8,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を説明いたします。1款1項4目総係費の45万4,000円は、手当が扶養手当、住居手当の増、法定福利費は標準報酬月額増、賞与等引当金繰入額の増に伴うものでございます。

4ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第110号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第110号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 第111号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第111号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第111号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21億8,993万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,489万4,000円とするものでございます。第2条、継続費の補正、第3条、繰越明許費及び第4条、債務負担行為の補正につきまして、併せて説明いたします。5ページをお願いいたします。第2表継続費補正は、令和2年度及び3年度で予定いたしておりましたスマートインターチェンジ設置検討調査委託につきまして、調査検討に必要なデータの公表が遅れているため、3年度中での完成が見込めないことから、期間を4年度まで延長するとともに年割額を記載のとおり変更いたしております。第3表、繰越明許費につきましては、表中の上から3件につきましては記載のとおりプリンターの購入を予定いたしておりましたが、半導体不足の影響などにより入札不調となり、今年度中の執行が困難となったため、1番下のそびあしんぐう大ホール電動舞台機構改修事業は、舞台改修において追加事案が発生し、年度内竣工が見込めなくなったため繰り越すもので、金額はそれぞれ記載のとおりでございます。第4表、債務負担行為補正は、1、追加といたしまして、6件計上いたしております。いずれも、4年度当初から事業執行の必要があるため、今年度中に契約関係事務を行うもので、事項、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。2、変更の2件につきましても先ほど申しましたように、半導体不足の影響などにより、サーバー等の供給が計画どおり見込めないため、当初計画していたリース期間を半年ほど繰り下げることにしたため、記載のとおり期間を変更するとともに、強靱化対策用サーバーは、サーバー用ソフト及び内容の見直しを行ったため、限度額も変更するものでございます。

それでは、歳出予算から補正内容の説明をいたしますが、全般的に人件費につきましては職員の時外勤務手当の増、標準報酬月額改定による共済組合負担金の増、また、令和2年度にお

ける各補助金、負担金の額確定などに伴う返還金を計上いたしておりますので、それぞれの目における説明は省略させていただきます。

14、15ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、12節ふるさと納税事業委託料は、戻りまして12、13ページ、歳入の18款1項1目ふるさと寄附金につきまして、現在のふるさと寄附の状況を踏まえ、20億円を増額することに伴い、その収入見込額に対し、必要な額を計上いたしております。なお、委託率につきましては、受託者と協議の上、下半期は54パーセントに変更をいたしております。同節ワンストップ特例申請書受付業務委託料、13節ポータルサイト使用料につきましても、収入見込額にあわせ増額計上いたしております。5目財産管理費、17節庁舎用備品購入費は、昨今のウェブ会議やウェブ研修会の増加に対応するため、ウェブ会議用ブースを新たに2セット購入するもの。7目電算管理費、12節新規導入機器設定委託料の減は、先ほどの債務負担行為補正の変更の際、ご説明いたしましたとおり、サーバー類の導入が遅れることから、来年度に改めて予算計上をすることにしたため減額。13節口座振替システム使用料の増につきましては、金融機関と口座振替データの送受信に係る方法の変更に係るもの。17節電算用備品購入費は、プロジェクター用スクリーン1台及び職員用ノートパソコン5台の購入費でございます。特定財源といたしまして、15款2項3目4節疾病予防対策事業費等補助金の一部66万円を充当いたしております。12目コミュニティバス管理費は、全て来年度から予定しておりますバス運行ルート及びダイヤ変更に係るものでございます。10節印刷製本費及び12節車内アナウンス等変更委託料は、ルート及びダイヤ変更に伴い、新たな時刻表などを印刷するための経費や、車内アナウンスや行き先表示変更等のためのもの。14節施設整備工事費は、新設バス停7基の設置工事費でございます。

18、19ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、12節行旅病人等取扱委託料は、発生事案に伴い一部支出したため、次回の事案処理に備えて補正をするもの。27節国民健康保険特別会計繰出金は、人件費の増によるもの。2目福祉センター管理費、11節電話・ファックス料金は、使用実績を勘案し、不足が見込まれるため増額するもの。13節玄関マット等使用料は、福祉センター改修工事の早期竣工により、予定より早く供用開始が見込まれるため3か月分の増。3目国民年金事務費、12節システム改修委託料は、法改正により来年4月1日から国民年金手帳の新規発行が廃止されることに伴い、基礎年金番号通知書の再交付の対応ができるようシステム改修を行うものでございます。4目老人福祉費、12節配食サービス事業委託料及び20、21ページ、7目障害者福祉費、19節障害児自立支援給付費は、利用者及び利用回数の増によるものでございます。4目老人福祉費の特定財源といたしまして、21款4項3目1節地域支援事業交付金の全額を充当し、7目障害者福祉費の特定財源といたしまして、15款1項2目2節障害児施設措置費国庫負担金及び16款1項2目2節障害児施設措置費負担金

のそれぞれ全額を充当いたしております。

3款2項1目児童福祉総務費、10節消耗品費は、窓口用消耗品購入のため、12節システム改修委託料及び17節事務用備品購入費は、来年度当初から学校教育課との所管業務変更に伴う必要なシステム改修及び書庫等の購入費でございます。18節多様な集団活動事業の利用支援事業補助金は、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援で、今般、子ども・子育て支援事業のメニューに追加され、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う、いわゆる保育料を補助するもので、今回の補正は、2人分を4か月分計上いたしております。特定財源といたしまして、15款2項2目2節子ども・子育て支援交付金及び子ども・子育て支援事業費補助金の全額並びに16款2項2目5節子ども・子育て支援事業費補助金及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金の全額を充当するものでございます。

22、23ページ。4款1項1目保健衛生総務費、12節システム改修委託料は、社会保障・税番号制度システムに係る改修で、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、検診情報連携システムを整備するとともに、検診結果等の様式の標準化を図るものでございます。特定財源といたしまして、15款2項3目4節疾病予防対策事業費等補助金の一部18万2,000円を充当するものでございます。2目予防費、7節予防接種報償費は、集団接種に従事される看護師への報償費で、当初、医療機関への委託料に含めて計上いたしておりましたが、医療機関からの要望により、個人への直接支払いに変更するため計上をいたしております。なお、今回の補正分には、第3回接種分も含めて計上をいたしております。また、10節消耗品費及び印刷製本費は、ともに第3回接種に係る費用で、12歳以上の方を対象に2万9,000枚ほど印刷する予定といたしております。11節電話・ファックス料金は、使用実績を勘案し不足が見込まれるため、12節システム改修等委託料は、第3回接種に係る改修費で、予防接種集団接種業務委託料は、先ほど7節予防接種報償費で説明いたしましたとおり、同額を減額いたしております。また、新型コロナウイルス感染症自宅療養者生活支援事業委託料は、新たに計上するもので、新型コロナウイルスに感染あるいは濃厚接触者と確認された人に対し、自宅療養中に準備できない食料品など、日常生活に必要なものを個別に聞き取った上で買物を代行し、自宅玄関先まで届ける事業で、社会福祉協議会に委託する予定といたしております。18節新型コロナウイルスワクチン接種協力助成金も新たな事業で、町内で実施している新型コロナウイルスワクチン接種に係る集団接種及び個別接種にご協力いただいている19の医療機関に対する助成金となっております。特定財源といたしまして、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の全額を充当するものでございます。

24、25ページ、3目母子衛生費、18節妊婦健康診査補助金及び予防接種費用補助金は、

ともに里帰り出産等により県外において健康診査や予防接種を受けた方への償還払いに係るもの。6款1項3目農業振興費、18節園芸農業等総合対策事業費補助金は、新たな事業で、新型コロナウイルス感染拡大により、価格低下の影響を受けた野菜等の園芸品目を作付する農業者に対する補助で、指定された品目の作付けに必要な種苗費及び生産資材費に要する費用の支援で、対象者6名分を計上いたしております。特定財源といたしまして、16款2項5目2節園芸農業等総合対策事業費補助金の全額を充当するものでございます。

26、27ページ。8款4項1目都市計画総務費、12節スマートインターチェンジ設置検討調査委託料は、先ほど継続費補正の変更で説明いたしましたように、3年度年割額の変更に伴い減額するもの。3目ふれあい交流館管理費、10節修繕料は、これまでの実績を踏まえ不足が見込まれるため、光熱水費につきましても電気代の使用実績から不足が見込まれるため補正をいたしております。9款1項3目消防施設費は、新宮区内及び原上区内の町有地以外に設置している防火水槽用地の購入について、用地、境界協議、測量等が終了したことに伴い、12節分筆登記測量事務委託料及び16節消防施設用地購入費を計上いたしております。10款1項2目事務局費、17節教育用備品購入費は、小学校、中学校に電子黒板85基を購入するもので、2年度の購入分とあわせ、今回の購入により全クラスに配置するものでございます。

28、29ページ。2項2目立花小学校管理費、10節光熱水費は、電気料金、ガス料金及び水道料金について、使用実績を踏まえ不足が見込まれるためのもので、同様の理由で、4目新宮小学校管理費、6目相島小学校管理費、8目新宮東小学校管理費、10目新宮北小学校管理費、3項2目新宮中学校管理費及び6目新宮東中学校管理費にも計上いたしております。4目新宮小学校管理費、10節消耗品費、14節施設整備工事費及び17節学校管理用備品購入費は、来年度に増設される予定の特別支援学級整備のためのもので、机、椅子やテレビ、ロッカー等の購入のため、施設整備工事費は、現在のパソコンルーム等を特別支援学級に使用するための改築費用となっております。11節電話・ファックス料金は、新型コロナウイルス感染症にかかる保護者への電話連絡等の増などによるもの。8目新宮東小学校管理費、10節消耗品費は、不足分及び来年度に増設される予定の特別支援学級整備のためのもの。修繕料は、給食室空調設備やエレベーター関連機器の改修が必要となったため。14節施設整備工事費は、相談室ほか2室を特別支援学級として使用できるよう改築するための費用。17節学校管理用備品購入費は、特別支援学級整備のための費用及び給食調理室のスチームコンベクション2基の買い替えのため増額をいたしております。10款3項2目新宮中学校管理費、10節消耗品費及び30、31ページの17節備品購入費は、特別支援学級の増設及び生徒の増によるもので、教員用机、生徒用机、椅子の購入やロッカー、ホワイトボード、パソコン、タブレット端末の購入に係るものでございます。

11節電話・ファックス料金は、新型コロナウイルス感染症にかかる保護者への電話連絡の増な

どによるものでございます。6目新宮東中学校管理費、17節学校管理用備品購入費は、令和4年度の生徒、職員の増などによるタブレット端末の不足を補うため、タブレット購入費を計上いたしております。10款5項2目立花幼稚園費、10節光熱水費は、電気料金の使用実績を踏まえ不足が見込まれるためのもので、同様の理由により、3目新宮幼稚園費、4目新宮東幼稚園費にも計上をいたしております。

32、33ページ。6項7目図書館費、17節施設用備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、図書貸出し時、利用者自ら利用するものとして、書籍除菌機を1台設置するもので、これは書籍の両面に紫外線を照射し、菌の不活性化を図るものでございます。また、図書館閉架書庫には、窓や換気設備が無く、換気が不十分であることから、空気清浄機1台の購入を予定いたしております。10目そびあしんぐう管理費、17節施設用備品購入費も新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、窓や換気設備が無いなど換気が不十分であるリハーサル室、楽屋及び小ホールなどに空気清浄機9台を設置予定するものでございます。13款3項4目ふるさと応援基金費、24節基金積立金は、現在の寄附金の状況を踏まえた寄附金の増額に伴い、7億円計上をいたしております。それでは、

歳入の説明に移ります。なお、歳出の説明時に説明いたしましたものは、省略をいたします。

12、13ページをお願いいたします。20款1項1目1節前年度繰越金は、収支調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） ここで11時まで休憩いたします。

午前10時46分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、歳入歳出全般について質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。じゃ、ちょっとお尋ねいたします。ふるさと納税の、先ほどの件についてお伺いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） ページ数のところ、歳出ですかね。15ページ、歳出でいいですか。

○議員（2番 温水 眞君） 15ページですか。先ほどの報告を伺いましたら、今年も順調に納税の金額が、寄附金額が順調だというふうに思ったんです。それで、ちょっとお伺いしたいのは、この直近の寄附金額、日付がどのくらい、いつぐらいになっていて、寄附金額が累計でどのくらいの金額になっているか。あと件数ですね。それと、農業者とか、中小の商工業者の支援ということもあって、内容が、どういう内容が返礼品として送られているか、その辺を分かる範囲で結

構ですので教えていただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今現状での数字というところに関しましては、件数のところはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、10月末での今押さえておる数字につきましては、10月末で約10億円のご寄附をいただいております。前年度の同期、前年の10月末は8億という状況でございましたので、数字は大きく、今年度のほうが大きくなっておるという状況でございます。それと別で報告したときに、少しあまおうあたりの状況が変わってきているという、ご報告をさせていただいたところもあるんですけども、こちらのほうにつきましては、少しずつ回復をしていっているという状況で、新宮町の人気の返礼品につきましては、あまおうとこれまでも申してきておりますハンバーグといったあたりのところが人気の返礼品というところで推移をしてきておるというふうに思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。12月の昨年単月の寄附金額っていうのを、ちょっと私把握してないんですけども、昨年の実績と、あと今11月26日ですから12月予測ですけど、どのくらいになるのかということをお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。昨年の11月末という時点での金額が14億という累計でございました。今年度につきましては、そこをまた上回ってくる11月末の数字となるのではないかとこのように予測をし、昨年の11月末での累計が14億ということで、今年度の11月末につきましてもその14億っていうのを超える数字というふうに考えてきております。それと12月の単月につきましては、ちょっとここ数字が定かではないんですけども15億程度、ひと月で入ってきたおったような数字ではないかというふうに思っております。そこに関しましては、単月で処理できるところで、なかなかその15億あたりの数字を超えてくるところが、出せるのか頑張れるのかというところで考えておりますけれども、一応今のところ、そういう予測で今回の予算を、昨年度が39億、40億近いところではございましたので、その予算を今回計上させていただいておるという状況でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい、最後にしますけど、3月の委員会で、ポータルサイトの町独自のものも考えるというのを1回あって、その後、ちょっとお伺いしたら、まだ検討中だということですけど、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。町独自のポータルサイトにつきましては、おもてなしのほう

を含めて準備をさせていただいておるといってお話をさせていただいております。それで物理的といえますか、その辺りのところで準備は整っておる状況なんですけれども、そのポータルサイトを、ほかのサイトにつきましてはポータルサイト使用料というような形で運営をさせていただいておるんですけれども、その辺りの運営をどうやっていくのかというようなところで、今おもてなしのほうと詰めをしておるといって状況でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかにございませぬか。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。2点伺います。まず、12ページのマリンクスのコミュニティバスのところですけど、ダイヤ改正ということでバス停の。14、15ページですね、すいません。間違えました。14、15ページですね。14、15ページの2款1項12目コミュニティバス管理費。申し訳ありません、PDFのページを言っていましたけど、14、15ページです。コミュニティバス管理費のところですけど、バス停がダイヤ改正によって変更されて、ダイヤも変更するんでしょうけど、それに伴い多言語化とかそういうことは考えているのかっていうのが1点。それと、22、23ページの4款1項2目12節のところですね。新型コロナウイルス感染症自宅療養者生活支援事業委託料のところ、自宅療養者の買い物代行ということだったんですが、これに関する広報ですね。広報っていうか、そういう買い物代行が必要な人に対する情報の提供というのは、どういうふう考えているのかという、この2点お伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。まずコミュニティバスの多言語化というご質問ですけども、現在、バス停については、ローマ字表記を進めております。今回も流れは変えないということで、今回もローマ字表記をするということですが、案内についてはまだちょっと整理ができていないところがございますので、もうちょっと先になるかなというふう考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。新型コロナウイルス感染症自宅療養者生活支援事業についてですけども、こちらは福岡県のほうと連携をいたしまして、新規に陽性者が出た際に、必ずその買い物等はどうされますかっていうのはお聞きになっていらっしゃるということですので、もし困るといふことであれば新宮町にはこういう制度がありますよというご案内をしていただくようお願いをいたします。ホームページ等にも載せませぬけれども、対象になる方が限られますので、保健所からのご案内が一次的なご案内になるのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。コミュニティバスに関してですけども、駅からとか、

渡船場に行く人とかが、海外の方が、今はコロナ禍でいないですけど、そういう方が迷われたりされると思うので、これは、そのバス停の中にそういうのが分かるような併記があったらなってしまうのでちょっと質問しました。ぜひ今後検討していただけたらと思います。

今の話だと、県のほうが情報提供を、新宮町の方で感染された方がいたり濃厚接触者になられた方がいた場合は、県のほうが情報提供していただくと。それに加えてホームページ等でもお知らせするという形で間違いないですか。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。おっしゃるとおりです。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。タブレットのほうでいくと12ページ、予算書のほうでいくと14、15ページ。ふるさと納税の委託料のところなんですけども、今説明で委託料が54パーセントに変更したと。これですね、要は、何パーセントから何パーセントに変更したのか、それが1点。それと協議をしてということなんですけども、要はどのような協議をされたのか。私もちょっと一般質問させていただきましたけども、言ったら町の今後の方向性とか、そこら辺も含めて、協議をして理解を得たっちゃうか、整ったのかとか、どういうふうな協議をされてこのような状況になって、今後町としてどのようにこれについての方向を出していくのか。それを検討してあればですね、その点をお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今現在55パーセントという形で委託をさせておりますのを54パーセントに、10月1日以降の返礼品の発送分から対応するということで協議が整ったという状況でございます。それと協議ということの中身なんですけれども、今おもてなし協会のほうからの提示につきましては、1万円の寄附に対して30パーセントが返礼品の費用だということと、あと発送に関しては12パーセントというような数字だったかと思います。その他広告であったり事務費的なところで積み上げをしての55パーセントというところを、現状、おもてなしのほうの努力もありまして、配送のところは少し今、経費がかからない状況でやれていると。あと事務費に関しても、少し削減する努力をしているというようなところのお話を聞きながら、1パーセントを下げることはできないかというようなところで協議を重ねて、そちらについても了承をいただいたというような、了承といいますか協議が整ったというような形で、今回、変更契約というところでやらしていただいておりますのでございます。今後も引き続き、1万円のところに関してのパーセンテージというような形で経費を見ておるんですけども、そこを、トータルでの寄附額に応じての固定経費的な部分もあるというふうに、うちのほうでは思っておりますので、その辺りについて総額での55パーセント、54パーセントというところ

らえ方がいいのか、数字として把握できるのかと、額として把握できるのかというようなところで、町のほうとしてはおもてなし協会のほうと協議をしていきたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。今後、いろいろ問題提起もさせていただいてしてたんですけども、要はもう抜本的なものです。要は町として、おもてなし協会の功績っていうのは私も認めるところなんですけども、町としていろんな部分でもうこれだけの寄附額が集まって、皆さんから集められているんですから、それを有効的に使う。例えば地域の課題であったり、住民の要望、そして職員の皆様もいろんなやりたいことがあって、それに対して、なかなか予算がつかない状況において、この分を有効的に活用するとかですね、そういったことを町としての方向性をしっかりと出して、そしておもてなし協会と共同して運営していくというのがベストかなというふうに思っているんですが、そういうところまでは協議、協議というか検討、おもてなし協会と検討しているわけではないんですかね。町長のほうもいろいろ副町長のほうも検討していくというふうなことで、いい方法があれば検討していくということだったもんですから、そこら辺の検討協議はやられてないんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい。お答えします。今、太田総務課長がお話ししましたように日々、協議をしていますけども、まず基本的に町の考え方として、北崎議員が言われますように、毎年改善できるものはもう見直していこうという前提は変わりません。その中で、今おもてなしのほうのメインの経費として、ある程度固まった状態、安定した、活動できるようなところまできていますけども、まずは今言いましたように配送費、返礼品を各家庭に届けるまでの配送費、これともう一つは、いわゆるPRするための営業費ですね。これが非常にそのときの状況で、突発的なPR活動、営業活動をしたりですね、というのは、ネット上でのいろんなやりとりをしていますので、協会としても毎日日々、ネット上でどういう取引があっているのかという情報を収集して、それに必要ないわゆる、そのときに必要な営業活動を緊急的に行っています。ですので、これはある程度安定しても何パーセント以内でできるというのが見えてくれば、トータルとしての経費が見えてきて、これぐらい残してくださいと、委託料をこれぐらいに抑えてくださいというのも言えるんですけども、返礼品と配送費はある程度固定化していますので、プラスそれに営業活動をどこまでやるのかと。他町、ほかの市町村の動きを見てますと、それがほとんどされていません。ですので、ほかの市町村の取組と違うのは、まずこの営業活動に係る経費が非常に新宮町流動的で、非常にかかるときと、そうかからないときが、その都度出てきているということで、ここを今、今後どのようにしていくかと。おもてなしのほうも、サイト料のいわゆるポータルサ

イトにかかる費用がかさみようから、自前で自分のところで開発してでもできれば少しでもリピーターの安定した寄附者の方々が、新宮町のサイトで申し込んでもらえるような経費のかからないような仕組みもしていこうというのが今、検討中でございます。ですから、そういったその営業活動をどこまで見るかによっては、経費のトータルが大きくこう、大きくといいますか、見直しができる可能性がまだあるのかなど。目標としましては、今54パーセントになっていますけど、できるだけ50に近づけるように努力してくれということはもちろん常々協議の中でも言っていますので、そういった目標に近づける努力の中で見守っていただければと思っています。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） また、別の機会にでもお伺いはしたいんですけども、まず以前から去年からですか、おもてなし協会の決算報告書を私が質問したときはまだ出来てないということで、多分もう出来ていると思うんですけども、それをいつごろ提示していただけるのか、それが1点。

それと、今、ニュースとかでも国のほうの1人当たりの借金額とか言って、国が1,200兆あって、1人当たり1,000万弱の借金があるよみたいな報道があつてあるんですけども、糟屋の1市7町を見るとですね。新宮町が今後、伸びしろがあつて可能性がある町ということは私も思ってますけども、その数字だけを見ると、いろんな地方債の残高とかで比較すると、新宮町は大体1人当たり37万ぐらいあるんですね。で、ほかの市町村であれば10万とか15万とかあつて、大体令和元年度においては3倍近くあつて、それが令和2年度になれば大体倍、これの要因は、ふるさと納税の寄附金が入ったということで、新宮町自体もいろんな部分にお金を使って政策、実行していくのはいいんですけども、現状としては、ほかの町、糟屋1市7町の中でも久山を除きますけども、かなり負担率というのは高いんですね。今130億とかそこら辺あつて、それを人口で割るとかなりの住民負担があるわけですね。やっぱりこれは実際、現実的には解消、できるだけ解消していかないかんというふうには私は思っています。町長も、先ほどの挨拶でも持続可能なまちづくりということと言われてましたんで、持続可能にするためにはやっぱりそこら辺も改善していかんといかん。これ多分、認識してありますよね、多分。ほかの町と比べてみてください。ここに資料をつくっていますけどもね。令和2年度であればですね、宇美町でもですよ。宇美町でもって言っちゃいかんですけど、26万ぐらいです。1人当たりですね、借金の額が。志免町とか23万。新宮町は42万ぐらいです。篠栗でも粕屋でも20万台。古賀市でも20万台というふうな現状はあるわけなんですね。やっぱりこれを少しずつ、少しずつしか出来ないとは思いますが、やっぱり改善していかないといけないという部分においては、今現状で、このふるさと納税はかなり上がってきて努力もあつて上がってきて、そこをやっぱりしっかり中身を精査して、やっぱり町にお金が残るような形にしないといけないというふうには思うんですが、

町長いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 今言われるような、やはり負債が今一般会計、140億ほどですね、ありますので、これをやはり少しでもやはり減らしていかないかん。それは一応指示をしております。ただ、そういったふるさと納税のこういった自主財源の確保、この制度ができて、やはりこれのおかげで今、新宮町の負債が多くなったのはやはり人口増、そういった財政投入、学校に2校、やはりそういったことで増えてきとるわけですが、今後は、その負債をいかに減らしていくかということは、財政のほうしっかり指示はさせていただいております。ただ、おもてなし協会は、新宮町のふるさと納税制度の返礼品の委託をしたと同時に新宮町の観光事業等もしっかりあたっていただいております。そういった両面を今、しっかり頑張ってやって、意欲あるやはりおもてなし協会の運営をして、もらってきております。詳細については、副町長はじめ総務課長等がしっかりそこはおもてなし協会と対応しておりますのでですね。ただ、今言われるような負債についてのやはり返済はしっかり国と同じように、新宮町ももちろん減らしていかなければいけない。それはしっかりとこれから取り組んでいかなければいけないと。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、福田副町長。

○副町長（福田 猛君） 最初のおもてなし協会の決算ですけど、一応、9月に総会が終わっておりますので、近いうちにまたその資料を皆さんにお配りして、また別件もございますので、また説明する場がもしありましたら、そういう詳しいまた説明等、また意見交換といいますか、質疑応答も受けたいと思っています。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） お願いします。ほかにご質問ありませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 先ほどの大牟田議員の質問と同じ、コミュニティバスとそれから新型コロナウイルス感染者に対する支援についての質問をさせていただきます。まず、コミュニティバスに関してなんですが、今回の計画では路線延伸もしくは路線拡大ということで、地域要望にこたえるという、ある意味今まで対応できなかった部分に対応できる体制になって、一定の評価を私はできるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、一方で減便という、要するに現況の体制の中でどうやってやるかという多分、検討されたんだろうと思うんですが、減便という結果が出ているわけですね。先ほど大牟田議員は、その外国語の対応だとか、それから要は町外からお見えの方々に対してどうするかという視点での質問だったと思うんですが、私はこのバスの役割っていうのはやはり町内居住の方々の利便性、要するに移動手段を確保するための役割が1番大きいわけで、これをいかに確保するかということにやっぱり終始せないかんというふうに思っています。で、もっともっと例えば町長のビジョンの中にもありましたけど、ふれあいの丘公園にバス路線を延伸したいというような発言も一時期ありましたし、多分今もお持ち

だと思っております、そういうことを重ね合わせると、結局、現況の中で今の運営資金、運営助成金では多分、実現するのが難しいんだろうと思っております。緑ヶ浜に延伸することによって減便をせざるをえんというような状況ということは、利用者にとってはやはり利便性が低下した、結果としてですね。エリアが広がったけれども、バス本数が減るということで、それから考えるとやはりもっと予算を投入する必要性が出てくる可能性は十分考えられると思っております、まず、減便せずに運行したとしたら、どれぐらいかかっていたのか、推測されたのかどうかちょっとお尋ねしたいというふうに思います。それから、仮に今後ですね、路線をまず、例えば町長がおっしゃってましたふれあいの丘公園周辺に延伸した場合に、どういう予算が関わってくるのか、例えばバスの増車もせないかんでしょう、それから運行するための人件費も拡大せないかんでしょう。どれぐらいになるのか試算がされたのかどうか、されてなければ、やるべきだと思っておりますね、今後の展開のためにも。その辺をお尋ねしたいというふうに思います。それから、コロナ感染者対策の生活支援何でしたっけ。それに関してなんです、結局先ほどの説明の中では、要するに感染者という方々に対する支援というふうに説明を聞いたような気がするんですが、議会の特別委員会で、実は役場の職員の方も不幸にして濃厚接触者であったりというようなことがあって、その方々からアンケート調査をしたらやはり生活物資、要するに自宅待機期間の1週間、10日、2週間かもしれませんが、その間の生活物資の買い出しが非常に困ったんだという声は、ほぼ全員の方から出ているので、多分、アンケート結果は多分お届けしてるんじゃないかと思っております、そういった意味からすると、結局、支援の対象者をどのようにするかというのは大事なことだと思っておりますね。感染者だけではなくて、濃厚接触者の方にもやはり支援の手を差し伸べるべきじゃないかと。それがイコール自宅待機を徹底してもらう手段にもなると思っておりますね。そういったことを含めてですね、どういう制度設計になったのか、もう一度お尋ねをしたい。以上2点です。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。今回のダイヤ改正等に関して増額、増える金額っていうのは、ちょっと特に検討しておりません。今回、行ったのは、今の状態状況の中で、どういう形で緑ヶ浜に回して、そして上府のほうにも回せるかというところを考えておりますので、その中での変更ということになります。ですので、ちょっとその辺まで金額のほうは出しておりませんが、運転手さんの休憩時間、そしてバスの運行時間というか乗っておく時間が長くなったりとかすることもありますので、そういうことも勘案しまして、今回の改正ということでさせていただいておりますので、申し訳ありませんが今回の幾らぐらい増えるということまでは検討は入っておりません。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 今度の新しい路線についてはそうですが、新しい東中学校を建設して、そしてふれあいの丘公園等建設をしております。そういった中で、やはり通学路の整備とか周辺の整備を今進行中でございます。そしたら、道路事情がやはりはっきり整備ができればですね。コミュニティバスをそこにふれあいの丘公園等は、やはり回さないかと。交流館も建てておりますしですね。そういった計画は持っておりますが、今予算につきまして、どれぐらいのついでところまではまだいっていませんが、近いうちに、そして今、地権者の了解も得て進めておりますので、そういった道路の整備がしっかりできていけば、それと同時にコミュニティバスのまた路線変更、そういったことの予算の試算等もしっかりつくっていかねばいけないと思っております。現在、まだそこまで行っておりませんが。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。新型コロナウイルス感染症自宅療養者生活支援事業ですがけれども、対象者につきましては、濃厚接触者も当然含めております。はい。待機期間につきましては、県とお話をさせていただいて、希望されている方の待機期間はいつまでですという確認をした上で、その期間内であれば、ご利用いただけるような形でサービスを提供したいと考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。それでは、まずコミュニティバスの件なんですけど、町長おっしゃったように、いつどこでどう拡充するかなんてというのは、その状況次第だろうというふうに思いますので、それは町長のビジョンの中で展開していただければなというふうに思います。私が申し上げたいのは、コミュニティバスの役割が一体何なのかということをもう1回原点で考えていただきたいと思うんですね。吉村副町長が当時、総務課に在職中だった、あれ走り出したの。あのときに寺浦東部から役場まで西鉄バスが走っていた、これをいきなり廃止になるということから起こったコミュニティバスの運行計画なんですね。その当時、当時の私の感覚では、こんな壮大な計画が実現できるんだろうかというぐらい多分ね、当時の法体系からいったら難しかったと思うんですね。それが実現して、いろんな経緯を経て今の状態になったんですが、結果的に例えば、今、高齢者の運転免許の返納だとか、さまざまな社会現象の変革によってコミュニティバスの役割って非常に大きくなってきていると私は思うんですね。ですから、今の助成金が果たして適切な助成金なのか、もっとその出してね、路線バスを拡充することによって、例えば東部地区の方々、それから日常的に車の運転がままならない方々の移動手段として拡充していくというのは、もう公共交通機関としてはもう多分、私鉄は無理です。はっきり西鉄にそれを委託というか依頼することは不可能ですから、結局、町がやるしかないと思っております。それからいくと、今5,000万ぐらいの助成金が出ていますが、5,000万を7,000万にしてで

もそれを実現するのかどうかと、これは僕は町長の政治決断でしかないと思うんですね。ですから、その部分をどうするのかというビジョンを持っていただきたい。そのための積算を、要するにこれを実現したらどれぐらいかかるのかというビジョンはやっぱり持つとくべきだと思うんですね。私たちも、5,000万が6,000万で済むのか、例えば倍の1億かかるのか、想像もつきませんし、またそれが適切かどうかの判断を求められるわけですから、ぜひそれは早急にやはりビジョンとして描いていただきたい。それともう1点申し上げたいのは、コミュニティバス以上に例えば、福祉バスの役割もあるでしょう。それから、例えば東部地区の子どもさん方のスクールバスの役割もあると思うんですね。さまざまな役割を担ったバスであるということを前提に今後どうするのかというビジョンを描いていただきたいというふうに思いますので、その方向性とそれから試算、これは早急に私は取り組んでいただきたいなというふうに思っています。その点、お答えください。

それから、コロナ支援に対してなんですが、結局さっき大牟田議員も言っていましたけど、そういう制度があるんだってということ自体、多分、多くの人が今回つくっても多くの人が知らない状況が多分ずっと続くんじゃないかと、今の状態からいくとですね。ですから、例えば、ホームページでアピールするだけではなくて、やはり大々的に要するにこういう方々はこういうふうに求めてくださいと、そうすると社会福祉協議会から支援の手が差し伸べられますよという状況は、ぜひあらゆる場で、特にずっと継続的に発生するわけじゃなくて瞬間的な1週間、10日、2週間という単位のあれですから、そんなやったらもう早く教えてくれればいいのっていうことは、多分、往々にして起こりやすいと思いますので、そのやり方っていうのは十分検討していただきたいなというふうに思っております。以上、2点ちょっと回答をください。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。将来的なビジョンということですけども、町長とか副町長とか、まだ仮の話になりますけども、やはり今後、先ほど言われましたとおり福祉的な要素をやっぱりこのマリックスというのは担っていくことになるんじゃないかということも話しております。町の形が大きく変わります今、三代ですね、三代と下府等がございますので、それが完了するあたりに併せて、そういう大きな改革といいますか、マリックスに対する考え方というのを準備していきたいなど。そういうことで職員のほうにもそういう考え方を持って検討していこうということです。ただ、そのマリックス以外でもデマンドですね。お願いして来てもらったりするタクシーとか、バスっていう制度をつくっている町もございますので、そういうのも含めながら検討というのはしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。広報につきましては、ご意見を参考にして、今後検討さ

せていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） コミュニティバスは、ほんとに言われるように東西格差の是正ということもありまして、その当時、西鉄が廃止になって、そして、最初から2路線ということできて、その当時、緑ヶ浜等は非常に交通的には便利がいい地区であったので、地域の方から特別にマリックスを回す必要はなかろうというようなことでできておりましたけども、現在では、高齢化になりまして、いろんな面で福祉の状況も出てきておりますので、今回、緑ヶ浜のほうも回すというようなことにしてきました。また今、ワンコイン100円でございますが、消費税も上がりましてやはり値上げをするべきじゃないかということもいろいろ言われておりますけども、私はあくまでもこの値段はやはりそのまま据え置くということで値上げはしないと。ただ、やはり何かも無料でいいのかっていうところもいろいろ考えて、やはり受益者負担っていう一つの中で、100円であれば特別に町民の方がこれをお金を出す、出さんの問題があるかもしれませんが、今のところ、そういった福祉の感覚で100円を維持していくということで、私は値上げを今とめておるわけでございますけども、将来的にそういったこの地域コミュニティバスのありようが今言われるように変わってきておりますので、そういったところをしっかりとらえながら、これからまたコミュニティバスの今後の在り方、それをやはりしっかりと審議していかなければいけないかなと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、じゃあこれを最後にします。コロナ感染者対策支援に関しては、もうそれで結構でございます。ぜひ対応してください。

コミュニティバスは、もう一度申し上げますが、要するに我々も今の助成金が適切かどうかで聞かれたら、判断できないっていうことはないですね、認めとうわけですから。ただ、要するに今後どうするのかっていうのは、やっぱり指針がないと、例えば今の5,000数百万の助成金で止めろという議論を当然、意見を持つ方もいらっしゃるだろうし、例えば5,000万を6,000万、7,000万にしてもっと拡充しろという意見の方もいらっしゃるかもしれない。それはわかりませんが、ただ少なくとも将来的にこうやった場合には、こういうふうなコストがかかるのと、こういうふうな状況になりうるという指針だけは明確にやはり示していただかないと、それを我々は基にね、将来、例えば新宮町の財政にどれぐらい負担がかかってくるのか、毎年のことですからね。それでもやるのか、やらないのかっていう判断をするという意味では、ある日突然、降ってわいたようにこんだけ拡充して、こんだけお金がかかりますって我々に投げかけられても、その判断は非常にしづらいということをぜひご理解いただいた上で、今後のビジョンを、町長の描かれるビジョンを実現するためにはこれぐらいの体制で、これぐらいのコストがかかる

んですというような部分の情報提供は、ぜひやっていただきたいなど。それも近いうちにね。という意味で私の質問を終わります。答えはいいです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにありませんか。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） すいません。温水議員からのご質問の際に、12月のひと月分の寄附額というところで私、15億円というお話をさせていただきました。こちらの数字が、令和元年の12月ひと月での15億という話でございまして、令和2年の12月ひと月に関して言いますと、20億の寄附をいただいておりますという状況でございしますので、追加して答弁を加えさせていただきますと思います。お願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第111号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第111号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 第112号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第112号議案、財産の取得について、パソコン及びプリンター購入を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第112号議案、財産の取得について。下記のとおり、財産を取得するものでございます。記といたしまして、1、取得財産はパソコン及びプリンター購入。2、契約の方法は指名競争入札。3、取得金額は1,327万2,270円、内消費税及び地方消費税額120万6,570円。4、業者名は福岡市南区塩原一丁目28番30号、扇精光ソリューションズ株式会社 福岡支店 支店長 久原慎。5、納期は令和4年4月1日から令和4年5月31日まででございます。理由といたしまして、パソコン及びプリンターを購入するため、令和3年11月4日に指名競争入札により業者を定めましたが、その者から購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。（1）といたしまして、入札結果表を添付しております。6社指名をいたしまして、3社が入札辞退となっております。（2）は、今回購入する物品等の概要を記載しております、パソコン72台、プリンター2台などとなっておりますのでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。これデスクトップパソコン導入ということですが、今後の業務とかでの活用ってことを考えた場合に、何かタブレットとか、何かそういったノートPCとかそういう選択もあったのかなと思うんですけど、そういうようなことは何か検討とかされなかったんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい。お答えいたします。それぞれ職員が使用するPC系については役割がございまして、基幹系といたしまして住民データを使うやつ。それからLGWAN系、行政で情報を共有する。それは、大体デスクトップになっています。それは業務でいきますので、ある程度の情報、個人情報等も入ってくる。内部情報が入っているものになります。その辺は、LG系を中心とした業務ってということになってきます。それと、インターネットで県のセキュリテイクラウドを介したインターネット系、それが各係に1台ずつぐらいあるんですけども、それから今、お使いいただいているようなタブレットということになってきます。タブレットと業務系のLGWAN系との、その辺のもうちょっと個人情報のほうとか、いろんな情報セキュリティの関係がきちっと進んでくると、今おっしゃっていただいたように、タブレットによっていろんなことができるのかなと。またリモートワークとか、そういうことにも使いやすくなるという状況でございまして、今後そういう使える範囲内でタブレット化っていうのは今から進めていって、今、主幹以上に追加で発注していますけども、半導体不足でちょっと納期が遅れております。いずれは、全職員がペーパーレスとか、そういう会議システムとかを活用することによって、時間をいろんな業務の効率化を上げるということも前提に、今おっしゃったことは進めていかなければなりませんけども、今すぐっていうことでいけば、今の業務系のLGWANをっていうものを介した業務っていうのがまだまだ中心になってきているという状況でございまして。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第112号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第112号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 第113号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第113号議案、古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一

時預かり事業に関する事務の委託に関する規約の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第113号議案、古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事務の委託に関する規約の廃止に関する協議について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、令和4年3月31日をもって、古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業、いわゆる病後児保育事業に関する事務を古賀市へ委託することを廃止することについて、同市と協議を行うため、地方自治法252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事務の委託に関する規約の廃止については、記載のとおり協議するものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行し、委託事務管理及び経費負担等に関する経過措置を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 利用児童の減少に伴う事業の廃止と事務委託の廃止ということですけれども、この利用児童の減少について、原因の分析っていうのはされているんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。お答えいたします。病後児保育というのは、病気の回復期に当たるお子さんが預かりを行うところでございますけれども、実際、病気回復と医者が判断しても、また熱が出たりとかすることがございます。そうすると、また病院に行ったりしないといけないので、今の状況から言いますと、病児保育のほうで医者とか看護師がいる中で預かっていただいたほうが、保護者の安心感もあるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第113号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第113号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18. 報告第21号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから5ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。令和3年8月1日から令和3年10月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で13件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で4件でございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で16件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で5件でございました。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第19. 報告第22

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、報告第22号、令和3年度定期監査の結果についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。監査報告、特記事項が3点記載されているんですが、その1番最後、3番目の分についてお尋ねしたいと思います。町の施設に関するご指摘なんですけど、これが具体的にどのような事例があってご指摘になったのか、差し支えなければお話しいただければと思うんですが、よろしいですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、お答えいたします。現在では、町の施設を公益法人等が使用されております。そのとき、無償貸付でなっておりますけど、ここで今書いていますのは、そういう関係で社会教育課関係で2件、利用申請等許可が出てない部分がありましたので、ここ

で書かせていただいております。それと下のほうの電気料金等の管理経費、これ行政財産使用料は無償でもいいんですけど、電気代とか、電話代とか、コピー代とかは実費を負担していただけないかというような意見であります。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第20. 報告第23号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、報告第23号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもって本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時56分散会

---